

## 山口市施設等通所支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、心身障がい者（児）が市外の障害者自立支援施設（市外を通過して市内の障害者自立支援施設に通所する場合を含む。）への通所する際に要する交通費の一部を助成し、もって心身障がい者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 心身障がい者（児） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

(2) 障害者自立支援施設 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規程する児童発達支援を行う施設

イ 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設

ウ 法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設

エ 法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設

オ 法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設

カ 法第5条第14項に規定する就労継続支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型を除く。)を行う施設

キ 法第5条第25項に規定する地域活動支援センター

ク 山口市地域生活支援事業実施要綱第3条第6項に定める日中一時支援の指定事業所

(3) 福祉優待バス乗車証 山口市福祉優待バス乗車証交付要綱による乗車証

### (対象者)

第3条 この要綱による交通費助成金(以下「助成金」という。)を受けることができる者は、本市に現に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている心身障がい者（児）が、福祉優待バス乗車証を利用し、市外の障害者自立支援施設（市外を通過して市内の障害者自立支援施設に通所する場合を含む。）へ通所するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の所有者のうち同手帳に記載されている障がいの総合等級が1級から3級までの障がいを有する者。

- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生事務次官通知)に規定する療育手帳の所有者のうち、同手帳に記載されている障がいの程度Aの判定を受けている者。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の所有者のうち、同手帳に記載されている障がいの等級が1級又は2級の障がいを持つ者。

(助成の対象となる交通費)

第4条 助成の対象となる交通費は、第3条の通所に要するバス料金とし、乗車賃又は定期券の購入にかかる金額とする。

- 2 介護人付の福祉優待バス乗車証を所持する者であって、本人の障害の状況により介護人を伴って乗車する必要がある者が、介護人を伴って乗車したときは、介護人の乗車賃又は定期券の購入に係る費用を含めて対象とする。

(助成額の算出方法)

第5条 助成金は、前条の対象となる交通費を1月ごとで計算し、うち2分の1を助成額とする。

- 2 前項の計算により百円未満の端数が生じた場合はその額を切り捨てることとする。
- 3 1月あたりの助成の上限額は5,000円とし、第4条第2項による乗車の上限額は10,000円とする。

(申請)

第6条 交通費の助成を受けようとする対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、山口市施設等通所支援事業申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

- 2 定期券によらず乗車券等で通所する場合において領収書が添付できない場合については山口市施設等通所支援事業実績簿(第2号様式)を併せて提出しなければならない。
- 3 申請の単位は、1、3、6、12月のいずれかを原則とする。ただし、年度末の申請又は定期券の購入単位がこれによらない場合についてはこの限りではない。
- 4 第1項の申請を行う場合において、申請者は、前項の申請書に助成対象月分の通所について、障害者支援施設等の証明を受けなければならない。

(決定及び決定の取消し等)

第7条 市長は、申請があったときは、助成の可否を決定し、山口市施設等通所支援事業決定通知書(第3号様式)により助成申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給の決定を受け、又は助

成金の支給を受けた者があるときは、助成金の支給決定を取り消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(請求)

第8条 支給の決定を受けた申請者は、山口市施設等通所支援事業請求書(第4号様式)により市長に請求しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

山口市施設等通所支援事業申請書

年 月 日

山口市長

申請者 住所  
氏名

山口市施設等通所支援事業の助成を受けたいので、山口市施設等通所支援事業実施要綱第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 金 円  
ただし、 年 月から 年 月までの通所分として

2 通所施設名

3 添付資料 領収書又は通所実績簿、申請金額計算補助簿

通所証明

下記の者の通所状況について、次のとおり証明いたします。

記

通所者氏名

通所期間 年 月 日から 年 月 日まで通所して  
いることを証明します。

年 月 日

施設名  
代表者氏名

(自筆による署名又は記名押印)

※通所実績簿を添付している場合は証明は不要です。

第2号様式（第6条関係）

山口市施設等通所支援事業実績簿

事由		自	年 月 日			(施設名)		
		至	年 月 日					
実	日	通所日	住 所					
	1		氏 名					
	2							
	3		本人 介護人	起 点	終 点	金 額	回数	合計
	4							
	5		①					
	6		②					
	7		③					
	8		④					
	9		⑤					
	10		⑥					
績	11		合計金額				円	
	12							
	13							
明	14		私は、（        ）月分の通所に係る交通費として合計金額 の欄に記載した額を支払いました。  <div style="text-align: right;">年        月        日</div>					
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							
	21							
細	22		住 所 氏 名		証 明 書  この者にかかる通所の日数は明細のとおり相違ないことを 証明いたします。  <div style="text-align: right;">年        月        日</div>			
	23							
	24		施 設 名					
	25							
	26		代 表 者 氏 名					
	27							
	28		(自筆による署名又は記名押印)					
	29							
	30							
	31							
	日数							

第3号様式(第7条関係)

山口市施設等通所支援事業決定通知書

第 号  
年 月 日

様

山口市長

山口市施設等通所支援事業の可否を決定したので、山口市施設等通所支援事業実施要綱第6条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 助成する。

助成金額 金 円  
ただし、 への通所交通費  
年 月分から 年 月分として

2 助成しない。

理由

第4号様式(第8条関係)

山口市施設等通所支援事業請求書

年 月 日

山口市長

申請者 住所  
氏名

(自筆による署名又は記名押印)

山口市施設等通所支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり請求  
します。

記

請求金額 金 円

ただし、 年 月から 年 月までの通所分として

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合・ ( )	支店名	支店 支所
口座種別	普通・当座・その他 ( )		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

注1 口座名義は、通所者本人名義のものを記入してください。やむを得ない理由により本人以外の口座に振り込む場合は、本人からの委任状を提出してください。

## 申請金額計算補助簿

### 1 定期券の場合

購入金額 A	月数 B	1月あたりの金額 C(A/B)	2分の1の額 D(C/2) ※100円未満切捨	1月当たりの助成額 E(※1)
円	月分	円	円	円

1月当たりの助成額 Eの再掲	月数 Bの再掲	<b>助成申請額</b>
円	月分	円

※1 D又は5,000円の少ない額。ただし、要綱第4条第2項の乗車の場合は、10,000円を上限とする。

※2 領収書がある場合には裏面に貼り付けて提出してください。

### 2 乗車券の場合

月	購入合計金額 A	2分の1の額 B(A/2) ※100円未満切捨	1月当たりの助成額 C(※1)
月	円	円	円
月	円	円	円
月	円	円	円
月	円	円	円
月	円	円	円
月	円	円	円
<b>助成申請額</b>			<b>円</b>

※1 B又は5,000円の少ない額。ただし、要綱第4条第2項の乗車の場合は、10,000円を上限とする。